

2024年11月18日

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)
(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル32F
Liiga株式会社
代表取締役社長 池内 淳志

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル32F
株式会社ハウテレビジョン
代表取締役社長 音成 洋介

Liiga株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ハウテレビジョン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024年11月18日に締結した吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2025年1月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の中途採用キャリアプラットフォーム事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。本件分割に関する開示事項は次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容
別紙の吸収分割契約書のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項
本件分割は完全親子会社間の分割であり、分割対価の交付はありません。

3. 剰余金の配当等に関する事項
該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め の 相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項
(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、最初の事業年度がその設立日（2024年2月1日）から2025年1月31日までであるため、該当事項はありません。

なお吸収分割会社の設立日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

2024年2月1日現在

資産の部	金額（千円）	負債及び純資産の部	金額（千円）
流動資産	31,963	流動負債	8,347
固定資産	25,739	株主資本	49,355
		資本金	10,000
		資本剰余金	39,355
合計	57,702	合計	57,702

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割承継会社の下記Webサイトよりご覧いただけます。

<https://howtelevision.co.jp/ir/library/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 本件効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割後における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、本件分割の効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務の履行の見込みに問題ないものと判断しています。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割後における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、吸収分割承継会社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みに問題ないものと判断しています。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項
変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社ハウテレビジョン（以下「甲」という）と Liiga 株式会社（以下「乙」という）とは、乙がその中途採用キャリアプラットフォーム事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を甲に承継させる吸収分割（以下「本分割」という）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

乙は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第3条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により本事業に関して有する第4条第1項所定の権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本分割を行う吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割承継会社（甲）

商号：株式会社ハウテレビジョン

住所：東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 32F

（2）吸収分割会社（乙）

商号：Liiga 株式会社

住所：東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 32F

第3条（効力発生日）

本分割がその効力を生じる日（以下「本件効力発生日」という）は、2025年1月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第4条（本分割により承継する権利義務）

- 1 甲は、本件効力発生日において、本事業に関する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「本権利義務」という）を乙から承継する。
- 2 乙の甲に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、乙が履行その他の負担をしたときは、乙は甲に対しその負担の全額について求償することができる。

第5条（本分割の対価）

甲は、本分割に際し、乙に対して本権利義務の対価を支払わない。

第6条（資本金及び準備金）

本分割により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第7条（株主総会決議）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行う。

第8条（競業避止義務を負わない旨の確認）

乙は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に関する競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理）

本契約締結後、本件効力発生日まで、乙は善良なる管理者の注意をもって本事業にかかる業務の執行及び財産の管理をする。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に際し、必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

本契約成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2024 年 11 月 18 日

甲：東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 32F
株式会社ハウテレビジョン
代表取締役社長 音成 洋介

乙：東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 32F
Liiga 株式会社
代表取締役社長 池内 淳志

別紙 承継権利義務明細表（吸収分割契約書第4条第1項）

本件効力発生日において、甲が乙から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下に記載するとおりとする。なお、甲が乙から承継する権利義務のうち資産および負債については、2024年10月31日時点の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する。

1 資産

本分割により、甲が乙から承継する資産は、本件効力発生日において中途採用キャリアプラットフォーム事業（以下「本事業」という。）に属する全ての資産のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、乙が有する未収入金・繰延税金資産を除く。

2 負債

本分割により、甲が乙から承継する負債は、本件効力発生日において本事業に属する負債のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、乙が有する未払法人税等・未払消費税等を除く。

3 契約（労働契約を除く）

甲が承継する本事業のみに関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約並びにこれらに付随する権利義務（但し、基準時において存在する、乙の貸借対照表上に資産若しくは負債として計上された又はされることとなる金銭債権若しくは金銭債務は、上記1. 及び2. の記載に従い、上記1. 及び2. の範囲で承継される。）。

4 労働契約

甲が承継する本事業に従事する従業員との雇用契約は承継されない。

5 知的財産権

甲が承継する本事業に関する一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。

以上